

平成19年 第4回(定例)由布市議会会議録(第5日)

平成19年12月19日(水曜日)

議事日程(第5号)

平成19年12月19日 午前10時00分開議

- 日程第1 請願・陳情について
- 日程第2 議案第80号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第3 議案第81号 由布市小学校の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第82号 由布市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について
- 日程第5 議案第83号 由布市交流体験施設条例の一部改正について
- 日程第6 議案第84号 由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第85号 土地改良事業の施行について「祐照庵地区」
- 日程第8 議案第86号 土地改良事業の施行について「影戸地区」
- 日程第9 議案第87号 平成19年度由布市一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第10 議案第88号 平成19年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第11 議案第89号 平成19年度由布市老人保健特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第12 議案第90号 平成19年度由布市介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第13 議案第91号 平成19年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第14 議案第92号 平成19年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第15 議案第93号 平成19年度由布市水道事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第16 議案第94号 県営南庄内地区土地改良事業損失補償について
- 追加日程
- 日程第1 発議第10号 最低保障年金制度の実現に関する意見書
- 日程第2 発議第11号 介護療養病床廃止・医療療養病床削減の中止を求める意見書
- 日程第3 発議第12号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書
- 日程第4 発議第13号 由布市飲酒運転根絶に関する条例の制定について
- 日程第5 陳情について

日程第 6 閉会中の継続審査・調査申出書の件

日程第 7 閉会中の継続審査・調査申出書の件

#### 本日の会議に付した事件

日程第 1 請願・陳情について

日程第 2 議案第80号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 3 議案第81号 由布市小学校の設置に関する条例の一部改正について

日程第 4 議案第82号 由布市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について

日程第 5 議案第83号 由布市交流体験施設条例の一部改正について

日程第 6 議案第84号 由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例の一部改正について

日程第 7 議案第85号 土地改良事業の施行について「祐照庵地区」

日程第 8 議案第86号 土地改良事業の施行について「影戸地区」

日程第 9 議案第87号 平成 19 年度由布市一般会計補正予算（第 4 号）について

日程第10 議案第88号 平成 19 年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第11 議案第89号 平成 19 年度由布市老人保健特別会計補正予算（第 3 号）について

日程第12 議案第90号 平成 19 年度由布市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第13 議案第91号 平成 19 年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第14 議案第92号 平成 19 年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第15 議案第93号 平成 19 年度由布市水道事業会計補正予算（第 2 号）について

日程第16 議案第94号 県営南庄内地区土地改良事業損失補償について

#### 追加日程

日程第 1 発議第10号 最低保障年金制度の実現に関する意見書

日程第 2 発議第11号 介護療養病床廃止・医療療養病床削減の中止を求める意見書

日程第 3 発議第12号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書

日程第 4 発議第13号 由布市飲酒運転根絶に関する条例の制定について

日程第 5 陳情について

日程第 6 閉会中の継続審査・調査申出書の件

日程第 7 閉会中の継続審査・調査申出書の件

出席議員（24名）

1番 小林華弥子君	2番 高橋 義孝君
4番 新井 一徳君	5番 佐藤 郁夫君
6番 佐藤 友信君	7番 溝口 泰章君
8番 西郡 均君	9番 淵野けさ子君
10番 太田 正美君	11番 二宮 英俊君
12番 藤柴 厚才君	13番 佐藤 正君
14番 江藤 明彦君	16番 田中真理子君
17番 利光 直人君	18番 久保 博義君
19番 小野二三人君	20番 吉村 幸治君
21番 工藤 安雄君	22番 生野 征平君
23番 山村 博司君	24番 後藤 憲次君
25番 丹生 文雄君	26番 三重野精二君

欠席議員（2名）

3番 立川 剛志君	15番 佐藤 人巳君
-----------	------------

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 二ノ宮健治君	書記 衛藤 哲雄君
書記 馬見塚量治君	

説明のため出席した者の職氏名

市長 .....	首藤 奉文君	副市長 .....	森光 秀行君
教育長 .....	二宮 政人君	総務部長 .....	小野 明生君
総務課長 .....	秋吉 洋一君	総合政策課長 .....	二宮 正男君
財政課長 .....	米野 啓治君	会計管理者 .....	大久保富隆君
産業建設部長 .....	篠田 安則君	水道課長 .....	目野 直文君
健康福祉事務所長 .....	今井 干城君	保険課長 .....	飯倉 敏雄君
健康温泉館長 .....	佐藤 和利君	環境商工観光部長 .....	佐藤 純史君

環境課長 .....	平野 直人君	挾間振興局長 .....	後藤 巧君
庄内振興局長 .....	大久保眞一君	湯布院振興局長 .....	佐藤 純一君
教育次長 .....	後藤 哲三君	学校教育課長 .....	高田 英二君
生涯学習課長 .....	甲斐 裕一君	消防長 .....	二宮 幸人君

午前10時00分開議

議長（三重野精二君） 皆さん、おはようございます。今期定例会も本日が最終日でございます。議員各位には連日の御審議及び現地調査等でお疲れのことと存じますが、本日もよろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は24人です。立川議員、佐藤人巳議員が入院のため欠席です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第5号により行います。

・ ・

議長（三重野精二君） それでは日程第1、請願、陳情についてを議題とします。

本定例会において付託いたしました請願9件及び陳情に1件につき、各常任委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、文教厚生常任委員長、溝口泰章君。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） おはようございます。

文教厚生常任委員会に付託の請願7件を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

受理番号15、後期高齢者医療制度の凍結、撤回を国に求める請願書。

委員会としましては、後期高齢者医療制度については、平成20年度施行に向けて準備がなされているところです。制度の内容については、身寄りのない低所得の後期高齢者の負担軽減措置や、保険料滞納に対して厳しすぎるペナルティーなど課題は認められ、大分県後期高齢者医療広域連合においても、第1回定例議会では同趣旨の請願が提出されております。また、政府与党内においても見直しが論議されているところです。

委員会として、こうした議論の行方を見守りながら、平成20年から2年間の実態把握の上で対応することが肝要と判断し、本請願を不採択と決しました。

次いで、受理番号16、最低保障年金制度の実現を求める請願書。

委員会としましては、高齢化社会の進展とともに無年金、低年金者の増大と生産年齢人口の税年金の高負担は大きな問題となっております。将来の不安を抱えたまま生産生活、消費生活を送る

ことがいかにむなししいものか想像にかたくありません。そのむなしさを解消するには、最低保障年金制度が不可欠となってきます。土台のしっかりした国家を構築するためにも、将来の不安を持つことなく安心して生活できる保障である最低保障年金制度の創設が求められるところです。

委員会の審議の結果、上記のような事由に基づき、本請願を採択とし、意見書を提出することに決しました。

次いで、受理番号17、医師・看護師などを大幅に増員させるための法改正を求める請願書。

委員会としましては、平成19年9月第3回定例会において、地域医療を守るため医師養成数の増加を求める請願が、今回同様の趣旨で提出されています。

また、採択の後、意見書も提出されており、委員会では審議の結果、本請願を不採択するものの意見書の提出については、10月に既に提出していることを考え、提出しないことを決しました。

次いで、受理番号19、由布市立湯平小学校教員加配の請願。

委員会の意見としましては、湯平小学校は平成15年度より今年度まで教員の加配を受け、複式学級による弊害の解消が図られ、学校、家庭、地域の鼎立で、過疎地域の教育環境を充実させ、若い世代の定着による活性化が図られています。

今回870名の署名を添えて、加配の継続を願い出ており、教育環境の整備だけでなく、地域の活性化のためにもその必要を認め、採択と決しました。

次いで、受理番号20、川西小学校の複式学級解消のための市職教諭の配置について。

委員会の意見としましては、川西小学校では、来年度3、4年生、5、6年生が複式学級になるおそれがあり、地区住民946の名の署名を添えて、複式学級の解消を願い出ています。

請願願意にある教育環境の悪化に伴う地域の崩壊という憂慮する事態の解消の必要を認め、採択と決しました。

続きまして、受理番号22、介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止の意見書採択等を求める請願書。

委員会の意見としまして、平成19年3月の第1回定例会において、療養病床の廃止・削減計画の中止と、介護保険事業の充実を求める陳情書が、今回同様の趣旨で提出され、採択の後意見書も提出されています。

本請願も採択し、前回同様の意見書を提出することに決しました。

次いで、受理番号23、保険でよい歯科医療の実現を求める意見書採択を求める請願についてです。

委員会の意見としまして、健康的な生活を送るために、歯、口腔の機能が大きな役割を果たしていることは広く理解されているところです。そのためには、歯周病や虫歯にならないこと、な

っても治療に保険を利用することで負担が低くて済むよう保険制度の充実が望まれるところです。また、こうした保険制度の充実は、結果的に医療費の抑制にもつながります。

こうしたことから、本請願を採択し、歯科医療にかかる予防の見地を加えての意見書を提出することに決しました。

以上で、常任委員会の請願の審議についての結果の御報告を終わります。

議長（三重野精二君） 次に、建設水道常任委員長、利光直人君。

建設水道常任委員長（利光 直人君） それでは建設水道常任委員会から請願2つ、陳情1つを、報告を申し上げたいと思います。

本委員会に付託の請願、陳情を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告をいたします。

受理番号18、由布川小学校西側地域周辺整備についての請願でございます。

まず、現地で吉永、古野自治委員を初め、関係者立ち会いのもとで説明を受けました。この場所は、由布川小学校西側で、市道に沿って深い位置に元治水路という水路があります。元治水があります。そののり面に竹が覆い茂っています。児童の転落、ごみの不法投棄、さらにこの市道が狭いため大型車の離合が困難などの問題が懸念されています。

平成12年度に第1期工事として、北側部分は駐車場等に整備されていますが、この場所は未整備のままとなっております。

当委員会としては、整備することにより、多くの懸念事項が解消される。また、通学路の確保や、一部学校駐車場として利用できる。さらに水路関係者の承諾もついておりまして、考慮した結果、整備の必要性を認めました。工法等については十分今後検討していただきたいと、こういうことから請願の状況、要旨等を十分理解をし、採択といたします。

審査の結果、採択ということです。

受理番号21、件名、市道「瓜生田上々淵線」の道路改良による危険交差点解消に関する請願。

委員会の意見としては、地元角熊自治委員を初め、関係者の方々から現地で説明を受けました。現場は道路の勾配が急なので、湯平から瓜生田方面に向かって走行する際に、車内から交差点が見えない状況にあり、児童の通学路でもあること、また頻繁に追突事故や人身事故も起こっており、当委員会として地元の強い要望でもあり、意見を尊重し、早急な対応を行うのが妥当だという見解に達しましたので、採択といたします。

審査の結果、採択でございます。

次に、陳情1件ですが、受理番号2、通学路の歩道橋の設置について。

意見といたしましては、まず現地で牧野校長、それから、小山PTA会長から説明を受けましたが、今回の児童の交通事故に対し、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

この県道は、交通量も大変多く、幅員も狭く、大変危険度の高い位置に横断歩道があり、現地調査の結果、信号機が見えにくい、これについては西日が当たったり、景観が悪いとか、今のダイオードの緑の信号機になってませんので、非常に見えにくい部分もあります。

それから、2番目として信号機と横断歩道が近すぎる。3番目に、横断時の信号機の時間が短すぎる等々問題点も多く、陳情の趣旨を十分理解するとともに、当委員会で十分な協議を行う中で、今後早急に県に改善要望すべきとの結論に達しました。よって、本委員会として採択いたします。

審議の結果、採択でございます。

以上、報告です。よろしくお願いいいたします。

議長（三重野精二君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより審議に入ります。

まず、請願受理番号15、後期高齢者医療制度の凍結、撤回を国に求める請願書を議題として、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。8番、西郡均君。（「なし」と呼ぶ者あり）

議員（8番 西郡 均君） 委員長報告が不採択ですから、賛成への方から行います。この請願については、採択の立場で討論したいというふうに思います。

受理番号15、後期高齢者医療制度の凍結、撤回を国に求める請願書の紹介議員でもあります。

昨年の医療制度改悪によって、現場は大変な混乱を起こしておるということで、参議院選挙にその結果が出ました。直ちに、自民党、公明党びっくりして、委員会でもらった資料を見ますと、高齢者医療制度に関するプロジェクトチームというのをつくって、凍結、見直しについて議論をしているようです。

結局、医療費の自己負担が2割から3割に上がるということで、結局この間1割から3割に上がった人が200万人ということで、そのお年寄りの怒りが反映されてるんですけども、それで1割から2割にする70歳から74歳の負担分を、当面平成20年4月から21年3月までの1年間凍結するとか、あるいは保険給付については8割とし、これまでの措置にかかる財源については国が負担する。

さらにまた、今まで被用者保険、会社の保険に入っていた人たちが全部国保の後期高齢者医療の方に変わるわけです。当然事業主負担がなくなって、世帯主がたまたまお年寄りじゃなくて若い人だった場合に、世帯主の所得ともかかわって大変な負担になるということで、その分も含めて、新たに負担しなきゃならん扶養者については、6カ月間これを凍結すると、あるいは

21年3月まで1年6カ月にわたっては9割軽減するというような、従来扶養だった人についてはそういうふうな扱いをするということで、しかし基本的に、あとでまた国民健康保険条例の方で改正案が出ますけども、年金18万円以上に皆保険料を取るということで、本来は生活費には非課税という原則があったんですけども、18万円なんちゅう年金で、保険料を取るなんちゅうなんてもってのほかのことなんですけども、そういう後期高齢者医療、来年4月1日から発足したら、直ちに国民的な大反発が起こることは間違いないんです。

したがって、地方議会といえども、後期高齢者広域連合がこれを撤回、中止について不採択にしたからうちの議会もそういうわけにはいかんじゃろうなんちゅう議論を委員会ですてましたけども、そういうもんじゃないです。やっぱりきちっと悪いものは悪いと、自治体の立場として、市長も何人も今これに対して撤回せいというような、各自治体の市長もありますし、12月議会でも各地で撤回、中止せよというのが出されております。

そういう点でいえば、私もまだ後期高齢者医療よくわかりません。これ十分わかって、十分議論を尽くして、そして結論を出しても遅くないという立場で、継続も申し出たんですけども、なかなか委員会多数で不採択ということにされたんですから、これは私自身納得いかないんで、ぜひとも文教厚生委員以外の皆さんの御賛同へて、この請願を採択をしていただきたいというふうをお願いして、現請願に賛成の立場で討論いたしました。

議長（三重野精二君） ほかに討論ありませんか。7番、溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 委員長として経過報告いたしましたので、その詳細にわたるポイントを少しだけ御説明して、この請願の不採択の意見を申し上げます。

今、8番議員がおっしゃいましたように、多くの課題は認められる。しかし、その課題を具体的に見ていないのが現時点でございますので、この中で県や広域医療連合等の推移を見守り、決断をするべきであるというので、今回不採択の結論が、委員会から出たということでございます。

以上です。

議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより請願受理番号15を採決します。この請願に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案について採決します。請願受理番号15を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立2名〕

議長（三重野精二君） 起立少数です。よって、請願受理番号15、後期高齢者医療制度の凍結、撤回を国に求める請願書については、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願受理番号16、最低保障年金制度の実現を求める請願書を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより請願受理番号16を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、請願受理番号16、最低保障年金制度の実現を求める請願書については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、請願受理番号17、医師・看護師などを大幅に増員させるための法改正を求める請願書を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 請願受理番号17の委員長報告についての質問なんですが、最後の部分で前回採択になって意見書も提出されており、委員会で審議の結果、本請願を採択するものの意見書の提出については、10月に提出していることを考え提出しないという御報告だったんですが、請願の中身というのは、国に意見書を出してほしいという趣旨が請願の趣旨ではないかなと思うんですけど、請願を採択しておいて意見書を出さないということがちょっとよく理解できないのと、あと先ほどの委員長報告で別の請願については前回意見書を出したものをもう1回出すということも結果としてされているようなんですが、どうしてこれは請願を採択しながら、意見書を出さないということなんでしょうか。

議長（三重野精二君） 7番、溝口泰章君。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 1番議員にお答えいたします。

請願自体の件名の方を御一読願いたいんですけども、法改正を求める請願書ということで提出されております。もちろん意見書を提出してほしいということは、中身には、内容には入っておりますけれども、こういう請願であると、法改正を求める請願であるということを御理解いただければ、この文面の委員会の意見の内容も御理解できると思います。

また、もう一つの理由として、意見書を提出しないということですけども、1カ月前、さきの9月議会で同趣旨の請願が出されております。そして意見書を出しておりますので、全く同じものが次の議会でまた出されて、それを送るといっても問題があるということ、請願書の提出を控えたということでございます。

議長（三重野精二君） 1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 期間が短いからというのはわかるんですが、そうすると意見書を

出さずに、この請願を採択するという事は、請願の中身が法改正を求めているわけです。意見書出さずに採択しておいて、市だけで法改正はできないと思うんです。法改正を求めるという請願を採択するという事は、法改正するための行動とらなければいけない。で、我々市議会だけで法改正はできないので、法改正をするためには意見書を出すことしかできないんじゃないかと思うんですけれども、採択をした後、市議会としては何をしたのかといわれたときには、委員会としてはどういうことをすることを検討されたんでしょうか。

議長（三重野精二君） 7番、溝口泰章君。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） お答えします。

後で後段の説明になりますけれども、既に前議会を出しているということが理由になります。したがって、二の矢ですぐに討つ感覚がないというふうに判断したところでございます。

議長（三重野精二君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願受理番号17を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、請願受理番号17、医師・看護師などを大幅に増員させるための法改正を求める請願書については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、請願受理番号18、由布川小学校西側地域周辺整備について請願を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 済みません。委員長審議に対する質疑でよかったのかどうかかわからないんですが、これ内容を見ますと周辺整備をお願いしているんですが、よく聞きますともと元治水路のところだったということで、議案の87号の一般会計の補正予算で今回、土木管理費で井路の補修工事補助金として120万円補正が組まれています。で、これ議案審議のときには、元治水路のところの補修工事の補助金だというふうに説明されましたけど、この請願と関連しているのかどうかお聞きしたい。

議長（三重野精二君） 17番、利光直人君。

建設水道常任委員長（利光 直人君） お答えいたします。予算書と全然場所が違います。

議員（１番 小林華弥子君） わかりました。

議長（三重野精二君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより請願受理番号１８を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、請願受理番号１８、由布川小学校西側地域周辺整備についての請願については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、請願受理番号１９、由布市立湯平小学校教員加配の請願を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願受理番号１９を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、請願受理番号１９、由布市立湯平小学校教員加配の請願については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、請願受理番号２０、川西小学校の複式学級解消のための市職教諭の配置について議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより請願受理番号２０を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願

は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、請願受理番号20、川西小学校の複式学級解消のための市職教諭の配置については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、請願受理番号21、市道「瓜生田上々淵線」の道路改良による危険交差点解消に関する請願を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 委員長にお尋ねします。

この工法については、後で検討するということみたいなんですけども、現地で委員さん集まられて、どういう方法があるかなという議論はしたのかどうか、その辺で出た例でもありましたら御紹介いただきたいんですが。

議長（三重野精二君） 17番、利光直人君。

建設水道常任委員長（利光 直人君） お答えします。

これについては道路のつけかえということで、現地で今一番道路が高いんですけど、今下の方に道路がついてます。それを今度今土地の使用承諾ももらってますけども、道路一部つけかえて高いところの方に横断の道路をつけかえるということで、現在よりも位置が見えやすくなるということで、一部路線を変更します。そういうことでございます。

議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより請願受理番号21を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、請願受理番号21、市道「瓜生田上々淵線」の道路改良による危険交差点解消に関する請願については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、請願受理番号22、介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止の意見書採択等を求める請願書を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより請願受理番号 22 を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、請願受理番号 22、介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止の意見書採択等を求める請願書については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、請願受理番号 23、保険でよい歯科医療の実現を求める意見書採択を求める請願を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより請願受理番号 23 を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、請願受理番号 23、保険でよい歯科医療の実現を求める意見書採択を求める請願については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情受理番号 2、通学路の歩道橋設置についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 委員長にお尋ねします。

県道の歩道橋設置について、県にその要望をするという内容でありますけれども、市議会でこういう議決をしたら、設置費用は全部市で出すから県に許可を、そういうのをつくってもらいたいという意味なのか、それともどのくらいでこれができる、そういう場合負担割合とか決まっているのかどうか、そこ辺を検討してありましたらお答えいただきたいと思います。

議長（三重野精二君） 17番、利光直人君。

建設水道常任委員長（利光 直人君） 8番議員にお答えいたします。

場所が県道ですので、別に当委員会としては予算等の話も、今後のそういう計画は出しておりません。一応委員会としては、陳情者の趣旨に基づいて、県に報告ちゅうか、お願いをするとい

うことで審議を終えております。

以上です。

議長（三重野精二君） ほかに質疑ありませんか。2番、高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） 2番、高橋です。委員長にお尋ねしたいんですけども、通学路ということであり、先日の事故があっただけでなく、こういった陳情が出されたかと思うんですけども、以前から児童、生徒の登下校の交通安全ということで、盛んに議論はされておりますが、この件に関して教育委員会に再度児童の安全対策に対する質問、質疑等をしたのかどうか、現状どのように把握されているのか、その辺がほかにも危険な箇所があるかと思うんですけども、そういった調査が議論の過程の中で出たのかどうか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

議長（三重野精二君） 17番、利光直人君。

建設水道常任委員長（利光 直人君） 2番議員さんにお答えいたします。

教育委員会の方の意見は求めておりません。

また、それから、ほかの場所等についても当委員会では検討しておりません。ここの場所だけの検討を行いました。

議長（三重野精二君） 2番、高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） 事故が起こってからでしかこういったことはなかなか陳情に上がってきませんので、事故を未然に防ぐという意味でも国道、県道、市道、里道も含めて、積極的にやっぱり行政側に事前に危険箇所を把握して、それを積極的に整備していくということが求められると思いますので、今後委員会の中でまた御審議いただければというふうに思います。

以上です。

議長（三重野精二君） 17番、利光直人君。

建設水道常任委員長（利光 直人君） 2番議員にお答えします。

今後、起こった後ではなくて、そういう事前の検討も委員会でなされてみたいと考えております。よろしく申し上げます。

議長（三重野精二君） ほかに質疑ありませんか。10番、太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） この請願が出されているわけですが、仮にこれが委員長の報告では採択ですけども、現実にその採択までの工事がどの程度できるかどうかは時間がかかわるわけですが、それまでにこの趣旨の改善を求めるための手だてがなんか検討されているのか、現実に、その事故後。お聞きします。

議長（三重野精二君） 17番、利光直人君。

建設水道常任委員長（利光 直人君） お答えします。

当面、この文章の中にありますように、信号機が色が非常に西日が当たるとか、後ろに民有地

がありますけど、そこに大きな木が立ってて、非常に見えにくい状態の現場はあります。そんな中でできたら当面ですけども、ダイオードに色を変えて、明るく見やすくするとか、これはできるかできんのかかわらんのですけど、隣接地の木を切っていただけたらとかということが先決であろうかと思えます。

歩道橋等については、非常に道路の反対側も双方が全部民有地でありまして、非常に橋をかけるのが難しいんじゃないかと、これは我々当委員会の話なんですけど、その辺も県にいつてどういう形になるのか、どういう予算になるのか、これから皆さんで可決いただいた後に、書類をつくって県に答申したいということを考えております。

だから、当面それぐらい、今できることを先になんかをしたら、少し改善されるんじゃないかなと、さっき言った歩道の位置をちょっと変えろとか、これはまた南署の方にも申請せんにゃいかんでしょけど、当面そういうことから始められるのかと思っております。

以上です。

議長（三重野精二君） 10番、太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） 関係する教育委員会等とは、その辺の話はされてないんでしょうか。

議長（三重野精二君） 17番、利光直人君。

建設水道常任委員長（利光 直人君） 当委員会ではしておりません。

先ほど高橋議員の質問に答えたとおりでございますが、今後その辺も教育委員会の方と打ち合わせてみたいと思います。

議長（三重野精二君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより陳情受理番号2を採決します。この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、陳情受理番号2、通学路の歩道橋設置については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

議長（三重野精二君） 次に、日程第2、議案第80号由布市国民健康保険税条例の一部改正に

ついてから、日程第16、議案第94号県営南庄内地区土地改良事業損失補償についてまでの15件を一括議題とします。

付託しております各議案について、各常任委員長にそれぞれの議案審議にかかる経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、新井一徳君。

総務常任委員長（新井 一徳君） おはようございます。総務委員長報告をいたします。

総務常任委員会に付託されました議案1件の審査結果について、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

去る12月6日、本会議におきまして、総務常任委員会に付託されました議案番号87号平成19年度由布市一般会計補正予算（第4号）は、平成19年度由布市一般会計の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,102万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ159億297万円と定めるものです。

この議案について、12月13日、14日と病気療養中の立川議員を除き、全委員が出席し、執行部に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

まず結果は、全会一致で原案どおり可決すべきと決しました。

今回の補正で、本委員会にかかる補正増額の主なものは、まず2款総務費1項1目一般管理費12節役務費117万7,000円、13節委託料庁舎方式調査費50万円、19節負担金補助及び交付金の県派遣職員人件費負担金458万6,000円、2款2項徴税費2目賦課費の13節委託料81万9,000円、2款5項統計調査費2目の指定統計費21万9,000円、9款消防費1項1目常備消防費の3節職員手当等749万1,000円、2目非常備消防費、消防備品購入補助金で22万4,000円と、4目災害対策費18節備品購入費の38万9,000円です。

減額の主なものは、各一般職員の給料、共済費等の減額が主なものでした。

以上、総務常任委員会の審査結果の報告を終わりますが、議案とは別に行財政改革室、湯布院振興局、庄内振興局等にも出席依頼をして、局長、課長等に事務分掌表の提出を求めまして、職務内容等の説明を受けましたこともあわせて御報告をいたします。

以上です。

議長（三重野精二君） 次に、文教厚生常任委員長、溝口泰章君。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 続きまして、文教厚生常任委員会に付託の事件の審査の結果を御報告申し上げます。

以下、会議規則第103条の規定により報告申し上げます。

最初に、議案第80号由布市国民健康保険税条例の一部改正について、健康保険法を一部改正

して、国民健康保険税の特別徴収を実施することを踏まえ、由布市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

審議の結果、特別徴収の導入による今後の推移を十分に注視し、市民の不安を招かないよう意見を付し、賛成多数で可決すべきと決しました。

続きまして、議案第 8 1 号由布市小学校の設置に関する条例の一部改正についてでございます。

経過及び理由は、由布市立石城西部小学校を平成 2 0 年 4 月 1 日付で統廃合するため、由布市小学校の設置に関する条例の一部を改正するものです。

本議案上程に際しては、教育問題検討委員会の学校統廃合に関する答申を受けて、行政の方針、地元の要望等の調整を経て教育委員会が統廃合を決定し、関係する規則の整備を行った後に、少なくとも常任委員会への報告を経て、上程という段取りを講ずるべきであり、議会軽視の意見が出ました。今後の統廃合に関しては、より慎重で丁寧な説明を行い、十分な理解に基づく学校教育の将来像を行政と市民が共通認識できる体制づくりを行いつつ推進するよう意見を付して、可決すべきと決しました。

続きまして、議案第 8 2 号由布市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正についてですが、審議の経過を及び理由は、市立幼稚園授業料を現行 3, 0 0 0 円から 3, 5 0 0 円に値上げするため、条例の一部改正をするものです。

国の地方に対する交付税減額理由の 1 つに、歳入増努力をしているか否かを根拠とした判断がなされているということもあり、ここは値上げやむなしという意見と、この幼稚園授業料の負担軽減や乳幼児医療費助成の充実に見るように、本市では子育て支援が充実しており、誇るべき体質となっている。この特質を放棄し、平準化した自治体になってしまうことは避けるべきで、歳入増は他の手段を講じて努力できるという可否両論が出されました。

委員会での議論の結果、審議の継続の中でより議論を深めて結論を求めることとなり、継続審議すべきものと決しました。

続きまして、議案第 8 3 号由布市交流体験施設条例の一部改正についてでございますが、審議の経過は、由布市海の家つるみを廃止するため、条例の一部改正をするものです。交流体験を通じ、市民とりわけ青少年の育成に資するための施設として佐伯市鶴見町に建設された由布市海の家つるみは、佐伯市が湯布院町に建設した佐伯市鶴見山荘と姉妹都市施設として存在してきました。合併後、指定管理への模索もめどが立たず、廃止の方向が打ち出され、今回の廃止議案上程です。

委員会の審議の中で、青少年育成施設廃止を上程するに際し、市民への周知期間も置かず、その代替策も講じないままでは賛成できない。また廃止後の売却めどもないまま放置することに対する管理責任が明確でないとの意見が出され、審議の結果、周知期間、代替策、施設利用の P R、

廃止後の管理体制、売却の働きかけ等の明示を求め、継続審議と決しました。

続きまして、議案第87号平成19年度由布市一般会計補正予算（第4号）についてですが、審議の経過及び理由ですけれども、本補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,102万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ159億297万円と定めるものです。

本委員会に係る主な補正は、4款衛生費の高齢者インフルエンザ予防接種137万5,000円の増額、麻疹・風疹等予防接種300万円の増額と、自己負担軽減及び対象者増加見込みに伴う市の負担増による補正となっています。また10款教育費の学校給食費給食センター建設事業の継続費補正が19年度1,463万3,000円、20年度5億501万4,000円、21年度5億2,800万円、総額10億4,764万7,000円となっております。及び来年度の給食センター工事開始に伴い、設計管理委託料の20年度予算への繰り越しのため、2,262万5,000円の委託料を減額、造成工事前払いの1,100万円増額等の補正です。

審議の結果、賛成多数で原案可決すべきと決しました。

続きまして、議案第88号平成19年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてですが、経過及び理由は、本補正予算は歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,775万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ41億7,049万円と定めるものです。療養給付費等負担金、また財政調整交付金の見直しによる増額、国庫支出金の確定、高額医療費の追加、過年度療養給付費等負担金の確定等による補正です。

審議の結果、賛成多数で原案可決すべきと決しました。

続きまして、議案第89号平成19年度由布市老人保健特別会計補正予算（第3号）についてですが、経過及び理由は、本補正予算は歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億4,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億2,554万6,000円と定めるものです。医療給付費の年間5.1%の増加による予定額見直しのための補正です。

審議の結果、原案可決すべきと決しました。

続きまして、議案第90号平成19年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてですが、経過及び理由は、本補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億880万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億5,763万4,000円と定めるものです。法令改正により、非課税年金 遺族年金、傷害年金等ですが からも特別徴収が可能となったため、今回特別徴収等の見直しを行い、当初85%から91%に変更したこと及び保険給付費等の見直しのための補正です。

審議の結果、原案可決すべきと決しました。

続きまして、議案第91号平成19年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

についてですが、審議の経過及び理由は、本補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ167万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,348万4,000円と定めるものです。来鉢・三船集落排水事業のポンプ修繕費の不足に伴い、基金繰り入れ及び一般会計繰り入れを行うものです。

審議の結果、原案可決すべきと決しました。

続きまして、議案第92号平成19年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算(第2号)について、この議案に関しましての経過及び理由ですが、本補正予算は平成11、12年度に健康温泉館事業に係る国の誤った指摘による消費税の過払いについて、時効処理され返還されないままになるところを、市の強い抗議により国家賠償法による和解金として合計823万4,000円が市へ返却されることとなり、この和解金を諸収入として受け入れるための補正です。

審議の結果、原案可決すべきと決しました。

以上で、文教厚生常任委員会の御報告を終わります。

議長(三重野精二君) 次に、建設水道常任委員長、利光直人君。

建設水道常任委員長(利光 直人君) それでは建設水道常任委員会から今回の議案3件の報告を会議規則第103条の規定により報告をしたいと思います。

日程は2日間行われました。審議者につきましては、佐藤人巳議員を除く全員で審議を行いました。

議案第84号由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例の一部改正について、結果と理由を申し上げます。

由布市交流体験施設条例の一部改正に伴い所要の改正を行うもので、議案第83号において継続審議とされましたので、これに伴い当委員会としても継続審議とするいたします。

審議の結果、継続審議にすべきと決定いたしました。

続きまして、議案第87号平成19年度由布市一般会計補正予算(第4号)についてでございます。結果と理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,102万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ159億297万円と定めるもので、当委員会に関する案件について、各担当課より説明を受けました。

歳出の主なものとしては、2款総務費1項5目にあります財産管理費として670万円が上がっております。主なものは、塚原の土地30ヘクタールを20ヘクタールと63ヘクタールに分筆しましての経費ということであります。

8款土木費1項1目土木総務費1,008万2,000円は、職員の給料357万円と手当等498万2,000円、井路補修工事補助金120万円等でございます。

2項2目道路新設改良費965万5,000円は、向原別府線、七蔵司でございますが、この工事の請負費の700万円が一番大きく、NTTの電柱7本でしたか、その補償費が180万円が上がっている、その他でございます。4項1目都市計画総務費、今度新しく景観室ができましたが、その24万6,000円の予算をつけておりますが、これは報償費と特別旅費でございます。

11款災害復旧費2項1目公共土木施設災害復旧費として300万円を計上しております。これにつきましては、33件の工事を発注をいたしております。

これが主なものでございます。

審査の結果、原案可決すべきものと決定しております。

続きまして、議案第93号平成19年度由布市水道事業会計補正予算(第2号)について。収益的支出につきましては、水道の量水器は、計量法によりまして有効期限が8年と定められておりますので、平成19年度で挾間町で口径13ミリから50ミリに対して306戸、湯布院町で口径13ミリから25ミリに対して327戸の更新工事を実施をしております。

また一部の工事方法の変更により配水及び給水費の工事請負費が確定したことによる減額と、平成19年8月8日付の人事院勧告に準じた人件費の増額が主なものであります。すべて補正に対しまして予備費で調整をするものであります。資本的収支につきましても、収益的収支の人件費と同様に人事院勧告に準じた増額補正でございます。

以上、審査の結果、原案可決とありました。

以上で報告を終わりたいと思います。

議長(三重野精二君) ここで暫時休憩いたします。11時10分より再開します。

午前11時00分休憩

.....  
午前11時10分再開

議長(三重野精二君) 再開します。

次に、観光経済常任委員長、山村博司君。

観光経済常任委員長(山村 博司君) 皆さんおはようございます。それでは当委員会に付託されました議案4件の審査を行った経過と結果について、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

審査の状況でございますが、日時、平成19年12月13日、14日、17日の3日間、審議者、私と工藤安雄議員、後藤憲次議員、吉村幸治議員、藤柴厚才議員、太田正美議員、以上6名です。場所は第一委員会室、現地。

委員会審議の日程でございますが、12月13日、商工観光課、農業委員会、農政課の説明を

聞きました。12月14日、現地調査。これは農政課随行のもとであります。土地改良内容につきましては、土地改良事業の施行についてございまして、議案にありますように、庄内町祐照庵地区、柚の木地区ですが の井路、それから庄内町影戸地区の井路、それから庄内町南庄内地区柿原の損害補償の地域、それに県営かんがい排水事業について挾間町の筒口地区。12月17日、まとめを行いました。その中で農政課、JAさわやかなの意見をお聞きいたしました。それでは、議案について説明を申し上げます。

議案第85号土地改良事業の施行について（祐照庵地区）、原案のとおり可決すべきと決定しました。経過と理由でございますが、12月14日、現地において地元柚の木自治委員、井路組合長、関係者の出席のもと、詳細な説明を受けました。

当井戸の工事は、622メートル、受益面積10.3ヘクタールで、主に、土井路で1区間が受益者により改修はされていますが、施工時より数十年経過し、近年の農業機械導入や農業作業の効率化を図る上で用水の供給に支障を来しております。また老朽化による漏水が多く水不足が生じ、水管理に多大な労力を費やしており、早急な改善が必要であります。

以上、慎重に審議の結果、可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案86号土地改良事業の施行について「影戸地区」、審査の結果、原案どおり可決すべきと決定をいたしました。経過及び理由、12月14日、現地において、地元影戸自治委員、井路組合長、関係者の出席のもと詳細な説明を受けました。当井路は、全長264メートル、受益面積8ヘクタールで、施設は昭和30年以前に築造された素堀りの井路でございます。老朽化により漏水が多く見られ、一部の隧道では崩壊の危険性があり、早急に改修の必要があります。

慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきと決定をいたしました。

議案87号平成19年度由布市一般会計補正予算（第4号）について、審査の結果、原案どおり可決すべきと決定しました。経過及び理由でございます。本委員会は、第1委員会室において委員全員出席し、12月13日、商工観光課、農業委員会、農政課、17日、農政課より詳細な説明をお聞きしました。また12月14日、現地調査を行いました。

歳出では、6款農林水産業費第1項農業費1目農業委員会費83万6,000円の減額、3目農業振興費では、19節数量調整円滑化推進事業補助金76万円、面的集積促進事業補助金207万5,000円、22節補償金586万7,000円、4目畜産費23節過年度精算国庫返納金157万3,000円、5目農地費19節県営かんがい排水事業補助金165万円、2項林業費2目林業振興費、13節森のなかよし小道づくり推進事業472万8,000円、7款1項商工費3目観光費11節修繕費の32万6,000円が主なものであります。

また歳入では、ほとんどが国庫支出金を財源としております。肉用牛特別導入事業基金157万3,000円を基金繰入金として充当をしております。

本委員会で慎重に審議した結果、可決すべきと決定をいたしました。

議案第94号、追加議案であります県営南庄内地区土地改良事業損失補償について、審査の結果、原案どおり可決すべきと決定をいたしました。

経過及び理由、当委員会は12月13日、17日、第1委員会室において、委員全員出席のもと担当課の詳細な説明を受けました。12月14日、現地調査を行いました。

当委員会としては、本事業は本会議において継続審議、否決、相手側の提訴といった事業だけに、幾度の委員会を開催したほか、全体説明の全員協議会でも情報を共有しました。さらに執行部はもとより契約先のJAさわやか農協の担当部長、課長から事情を聴取いたしました。事情聴取及び該当農地の現地調査を行い、慎重に調査、議論、審議を行いました。その中で、土地基盤整備そのものの事案を検証したときに、当時の高度経済成長時には国の制度資金を活用し、自治体の損失補償により農業の近代化を推し進めていた時代であったことは揺るぎない事実であります。しかし、事業を強力に推し進める当時の事業推進経過や当事者のさまざまな事情を考慮したとき、行政、農協及び地元関係者間に本事業に関する情報の共有不足から慎重さに欠ける事務があったことは推察され、遺憾であります。

しかしながら、当時の条例を踏まえ、双方で締結されている契約を最大限に重んじて、双方において協議を重ねました。本議会の6月定例会以降、さらに真摯にかつ信義に従い、数十回の双方の議論を重ねた結果、1点目として、損失補償制度や本損失契約など執行部から議会への情報提供不足からなる議会との情報共有不足もあったこと、2点目、損失額が前回提案時より軽減が確認されたこと、3点目として、由布市農業振興には農協との連携が不可欠であり、良好な関係の維持・発展の必要性との見解から、このような理由を踏まえ、本委員会の意見として今回の損失補償額の回収にあらゆる努力を強く行うこと、また現在償還中や損失事業の当事業者から回収に契約、相手方に金融機関として最大限の努力を行うこと、また今後の損失補償には、農業振興のみならず、市全体の事案に細心の注意を払うこと等、以上の意見を踏まえて、本件は当委員会として可決すべきと決定しました。

以上、4議案につきまして、当委員会に付託されました審査の経過と結果の報告を終わりますが、議員皆様の何とぞ御賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（三重野精二君） 以上で各常任委員長の報告が終わりました。

これより審議に入ります。

まず日程第2、議案第80号由布市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題として、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 先ほどもこのかわる議案だったんですけども、議案80号は国民健康保険税条例を特別徴収の規定を入れたわけなんですけども、先ほどの後期高齢者医療の導入に伴うものであります。皆さんから採択いただいた療養病床等の削減計画も昨年のこの医療制度大改悪の一端であります。この制度については中止を求める意見書が出されたのに何で出されないのかなと思うんですけども、この国民健康保険税条例を見ましても、先ほども言いましたように、特に窓口への負担が、保険料の負担もそうなんですけど窓口の負担も食費と居住費の額は5万円以上増加して大変なんです、重症患者は。その点で言えば、来年4月からは一斉に75歳以上すべてのお年寄りから保険料を徴収すると。わずか最低限が18万円なんです。しかしそれ以下でも普通徴収でありますから取らんちゅうわけじゃないんです。こんな無茶苦茶な法律、条例はないわけです。

ところが75歳以上じゃなくって、この条例案を見ますと「65歳以上」からというふうに書いてるんですね。ということは、この法律に便乗して65歳以上からもう年金から特別徴収するというのをやってるわけですね。いわば法律も悪いけども、条例でさらにそれを輪をかけてそういう悪どいことをやっていくということで非常にこれ許されないことだというふうに思います。

委員会の議論でもあったんですけども、これが即滞納すると、もう資格証明書の発行ということが露骨にうたわれて、要するに悪質滞納者と今生活困窮者の指導が具体的に、いい加減というか、そこら辺が峻別できないような状況の中でこういう条例が通るともう大変なことになると。だから、現場ではもうとてもじゃないけども、お年寄り、特にお年寄りなんですけども、これに対する憤りはものすごいものになるというふうに思います。

そういう点で言えば、特別徴収を権限で、自治体の条例ですから自治体がするんですけども、ほかの大分市を含めて4市町とか何とか言ってたんですけども、委員会での説明で。そこでは半年ほど延ばすと。具体的な施行を10月からにしてですね、ほかのところが一斉にこの4月1日から施行にするというようなことを言っていました。そういう猶予期間ができるなら、そこら辺の議論をきちっととって、そしてゆっくり大分市と同じようにやるという方向でもよかったというふうに思います。委員会でそげ即決性なくてもいいんじゃないかというふうに思ったんですけども、皆さんもう後期高齢者の広域連合に派遣してる議員さんの奮闘をたたえてかどうかわかりませんが、皆さんもう多数決でやってしまいました。残念ですけども、皆さんこの意思をお酌みいただいでですね、ぜひ文教厚生委員会以外の方はこの議案に反対をしていただけるようお願い申し上げます。

以上です。

議長（三重野精二君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより議案第 80 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員 23 名中起立 21 名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 3、議案第 81 号由布市小学校の設置に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第 81 号を採決します。この場合、本案の由布市立石城西部小学校は、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例に規定する特に重要な公の施設であり、その廃止については地方自治法第 244 条の 2 第 2 項の規定により、出席議員数の 3 分の 2 以上のものの同意を必要とします。ただ今の出席議員数は 24 人、その 3 分の 2 は 16 人です。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員 23 名中起立 23 名〕

議長（三重野精二君） 起立全員であります。所定数以上であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 4、議案第 82 号由布市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

本案に対する委員会報告は継続審査です。本案は委員長報告のとおり継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって、議案第 82 号は、委員会報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

次に、日程第 5、議案第 83 号由布市交流体験施設条例の一部改正についてを議題とします。

本案に対する委員長報告は継続審査です。本案は委員長報告のとおり継続審査とすることにご

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

次に、日程第6、議案第84号由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案に対する委員長報告は継続審査です。本案は委員長報告のとおり継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。（「質疑を受けないの」と呼ぶ者あり）出ておりません。継続の場合は質疑は受けません。（発言する者あり）20番、吉村幸治君。

議員（20番 吉村 幸治君） 委員長報告の84号のこの報告の仕方がね、ちょっと委員会の主体性がないようにあるんですよ。83号が継続になったから、当委員会でも継続審査としますというような書き方しておりますが、これは議長受け付けておるからまあこれでいいということなんでしょうけど。その辺の委員会の主体性がね、ちょっとないようにあるもんだから、それをちょっと聞きたかったんですよ。

議長（三重野精二君） 17番、利光直人君。

建設水道常任委員長（利光 直人君） そういうことで3号を受けての、3号は継続という委員長からの報告もいただきましたんで、これについて当委員会としても継続という形を。（発言する者あり）そうですかね。（発言する者あり）

議長（三重野精二君） 10番、太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） 付託されてる案件がですね、常任委員会別々に付託されてるのに、文教の委員会の結論が出たから自分方が結論を出したという言い方に今報告ではなってますよね。それではおかしいんじゃないですかと。自分方では独自に文教の意見とは別に、それが合同審査をするとか、そういう過程を何でされなかったのかと。前回でも文教と観光経済は関係する議案は合同審査をして、その中で継続審査なりをした経緯がありますけど、そういうことをいわゆる建設水道でされなかったのかと、そういう主体性がなかったのかということを多分お聞きしたんだと思いますが。

議長（三重野精二君） 17番、利光直人君。

建設水道常任委員長（利光 直人君） お答えします。溝口委員長とですね、一応合同審査、話をしまして、一応こういう経過といたしました。

議長（三重野精二君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって議案第 8 4 号は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

次に、日程第 7、議案第 8 5 号土地改良事業の施行について祐照庵地区を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第 8 5 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員 23 名中起立 23 名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 8、議案第 8 6 号土地改良事業の施行について影戸地区を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第 8 6 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員 23 名中起立 23 名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 9、議案第 8 7 号平 1 9 年度由布市一般会計補正予算（第 4 号）についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。8 番、西郡均君。

議員（8 番 西郡 均君） 訂正、取り消し。

議長（三重野精二君） 1 0 番、太田正美君。

議員（1 0 番 太田 正美君） 文教の委員長に質問します。3 7 ページのですね、1 9 節の小学校統廃合補助金 1 0 0 万円というのと、きょういただいております石城西部小学校の閉校に伴う予算書の市補助金 1 8 0 万円というのがありますが、これとの関係を少し説明してください。

議長（三重野精二君） 7番、溝口泰章君。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） お答えします。石城西部小学校の閉校に伴う補助金に關しまして、事業と 事業というか閉校の式典に関するものと、それと地域の今後の地域づくりに関するものと2つに分けて、具体的には多くの項目を挙げて説明を受けましたけれども、記念品とかそれに伴う地域の集会に關しての補助とかいうものが2つに分けられて計上されているというふうに説明を受けて理解したところでございます。

議長（三重野精二君） 10番、太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） ですから、金額が違ふことに対する説明が今なかったんですが。

議長（三重野精二君） 7番、溝口泰章君。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） ですからこれは2つかぶって重なっているのではなくて、合わせての金額というふうに理解しておりますけれども。

議員（10番 太田 正美君） 100万円と180万円がね、何で違ひますかって。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） ちょっと休憩よろしいですか。

議長（三重野精二君） 休憩します。

午前11時35分休憩

.....  
午前11時36分再開

議長（三重野精二君） 再開します。

7番、溝口泰章君。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 180万円が地元からの要求で、要望が来て、規則としては100万円までしか払えないとか、払えないというか保障できないという仕組みがこの数字になってあらわれておるということでございます。

議長（三重野精二君） 11番、二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） 委員長、今の件なんですけども、当初この予算案の詳細説明のときに、要綱をつくって補助をするということを執行部側の方は説明があったんですけども、その要綱自体は確認してるんでしょうか。

議長（三重野精二君） 7番、溝口泰章君。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 要綱は、由布市立小学校廃校に伴う行事等に関する補助金交付規則第3条に、補助金の額は規定する経費において100万円を限度として交付するという規則でございます。（「それはあるわけ」と呼ぶ者あり）はい。

議長（三重野精二君） ほかに質疑ありませんか。20番、吉村幸治君。

議員（20番 吉村 幸治君） 文教委員長にお尋ねします。学校給食の件ですが、審議御苦労

でしたということですが、学校給食法、それから食育基本法、こういうものが施行されましてですね、地産地消というものを多く取り入れなさいということが学校給食法の中で位置づけられておるんですね。そうしたときに現在でも、18年度の湯布院町における地産地消の状況が1.68%というようなデータを私いただいております。これがこういう状態の中でまた大きなセンターができるということは、国が目指しておる地産地消30%以上という目標をクリアーすること大変難しいんじゃないかと思うんですが、その委員会の中で食育、そういう話が出たんでしょうか、出なかったんでしょうか、その点1点お尋ねします。

議長（三重野精二君） 7番、溝口泰章君。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 正式に委員会の中で食育に対する取り組みについての議論はございませんでした。ただし昼食とかおやつじゃないですけども、雑談の中では今回の給食センター建設に際して自校で取り組む方式の方が食育に関しても、実際の地産地消の現実に関しても、これは利用と言いますか、目的を達しやすい方式なんだよなというふうな話にはなっていたことは事実でございます。そういう経過はございます。正式ではございません。

議長（三重野精二君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 一般会計補正予算（第4号）について、反対の立場から討論いたします。

総務委員会所属の分については賛成なんですけれども、反対の理由としては、主に農業費の補償金の計上の話です。質疑のときにも言いましたけれども、この金額がどのとか中身がどのではなくて、この補正予算の出し方について大変な問題があるので、これは認められないというふうに思っております。

と言いますのも、586万7,000円をこの補正4号で出してきて、その後初日に提出したこの補正予算の中に計上しておきながら、後でその補償に関する議案は追加提案で後日出してきたという出し方、これは私やっぱり見逃すわけにはいかないと思います。中身の問題ではなくてですね、議決が必要な後、この補正予算を組むべきであって、それも1回否決された議案に関する予算を先に出しておくというのは、これは議会が予算執行権を持ってないことに対する議会軽視の何者でもないと思います。

予算執行権は執行部にしかないから、とにかく予算を可決させておけば、後で議案は可決するしかないだろうというふうな議会軽視につながるので、こういう予算の計上の仕方は非常に見逃しがたい。本当にやるのであれば、追加提案のときに一緒に第5号の補正予算として出すべきで

あって、こういうことはすべきではないと思いますので反対いたします。

以上です。

議長（三重野精二君） ほかに討論はありませんか。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 由布市の一般会計補正予算（第4号）について反対の最大の理由は給食センターの建設であります。同僚議員からも指摘されましたように、やっぱりこの基本法ができて以来、県としては岩手県が最初にセンター方式から自校方式を打ち出したんです。そして、各市町村とも競い合うようにして自校方式に切りかえて自給率が、自給率というか地産地消が随分進むという状況が出てきたみたいであります。したがって 同僚の食育の点では淵野議員もそれに似たようなこと言ってましたから、そういう点では市長がやっぱり理想とするのは、自分は自校方式であるというふうにみずから言ってるわけですから、そういう点で言えば、理想とするものにきちっと自分がやっぱ裏打ちされて自信を持ってやっていくという点でも、その不本意ながらそういうことをやるなんちゅうことはもうやめてほしい。思い切ってやっぱり挟間と湯布院の給食センターだけ建てかえて、そしてあとはもう庄内は自校方式を貫くと。そして地産地消をもっとずっと盛り上げてみると、ちゅうことで皆さんに誇れるような給食にしてほしいというのが1点です。

2点目は、これはもう総務委員会にかかわるかと思います。給食センター建設費が目にはできないなんちゅうことはあり得ないんで、聞いてみたら庄内町もかつてはずっとそういうふうにしてたということで、これは明らかにこの予算書のベースが湯布院町のをやってるからできないというだけの理由なんで、そういう点で言えば唯一最大の公共事業がそういうふうにして施設の管理運営費と一緒に込みで上げるなんてのもってのほかですよ。それは今までの湯布院のやり方がおかしいんでそれは改めて、ほかの事業何もかんもみんな目にせよと言ってるんじゃないんです。これだけを目にせよというんだから、そんな理由として事業全部目にするのは難しいですなんて、そんなばかげた答弁するとは何事かと思うんやけど。その点は指摘しておきたいと思います。

さらに、この後出てくる国保の会計もそうなんですけども、原課から要求されてむげに断るちゅうか、例えば総務費にかかわる一般会計からの繰り出し金あるいは財政安定化資金の交付税算入額から8割割り戻した10割の補てんをするというのはもうこれ何度も要求してることなんでありますけれども、それもきちっとやらないということについてやっぱり財政課のやり方というのはちょっと 担当課としては3月までにそれはしますとは言いはるんですけど、財政課はそういうことでけちったりせずに、原則は原則どおりにきちっと補正予算は補正予算でやっていくというふうにしてほしいというふうに思います。

以上です。

議長（三重野精二君） ほかに討論ありませんか。10番、太田正美君。

議員（１０番 太田 正美君） 賛成の立場から、今議会は開会する前に議会運営委員会があって、その場で事前にこの議案を上程するに当たっての審議をされて、その中で委員長報告としてこれを受けると、議会として受けるという報告を受けた中で、９４号についても追加議案を議会として少なからず受けた段階で審議してるわけですから、議会としてはこれを正式に扱う立場から賛成をいたします。

議長（三重野精二君） ほかに討論ありませんか。１２番、藤柴厚才君。

議員（１２番 藤柴 厚才君） １２番、藤柴です。学校給食センターの件につきまして賛成の討論を行います。

先ほど西郡議員が反対という自校方式でというような討論を行いましたけれども、私は賛成ということで、合併前にこの給食センター建設についてはもう協議が、合併後に協議をするということになった文言がうたわれております。そういう中で給食運営委員会なりを立ち上げて長い時間これ場所の、建設の場所の問題等々含めていろいろ論議をされて今回こういうように結論を出し、そしてまた事業費として継続費ですか、で１０億円何がしを上げております。そういうことで、これはもう何が何でも建設を着工しなければならないという立場から賛成の討論を行います。

以上です。

議長（三重野精二君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより議案第８７号を採決します。本案に対する各委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員２３名中起立２１名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第１０、議案第８８号平成１９年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。８番、西郡均君。

議員（８番 西郡 均君） 先ほど一般会計のところで言いましたけれども、この国民健康保険特別会計補正予算（第２号）については、これは前の保険課長のときからそうだったんですけども、やっぱり財源内訳の点で基金繰入金等やっぱり一般財源扱いしておったんで、それについてずっと言い合いをしてきましたけれども、これだけ残ったんですけども、次の当初予算からはきちっと改善するということでした。

それにつけても、先ほどの話なんですけども一般会計からの繰入金、以前は事務費は全額国庫補助だったんです。事務費については、それを一般財源化するというので一般財源に入ってるということで一般会計から繰り入れるようになったにもかかわらず、一般会計に引き下げはしたけど繰り入れをしてない。ところが、見てみると、繰り入れしなきゃならん金額なんです。だからそういう点で言えば、やっぱり財政課はきちっとその予算予算で適切に対応するというのをやってほしいと戒めのために反対をいたします。

議長（三重野精二君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより議案第 88 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員 23 名中起立 22 名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 11、議案第 89 号平成 19 年度由布市老人保健特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第 89 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員 23 名中起立 23 名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 12、議案第 90 号平成 19 年度由布市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第 90 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告

のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第91号平成19年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第91号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第92号平成19年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第92号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第93号平成19年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第93号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第94号県営南庄内地区土地改良事業損失補償についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。11番、二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） 委員長にお尋ねします。この問題は、私も前回常任委員会の方に入ってたんですけども、今回こういう前回の提案時より軽減されたということなんですが、この委員会の中で反対意見というのはなかったんでしょうか。それともう1点が、今回の損失補償額の回収にあらゆる努力を強く行うことということなんですが、これの発端は要するに相手方が亡くなってるということなんですが、回収にあらゆる努力を強く行うということは、市からどういう形で行ってもらいたいというふうな意見なんですか。その2点についてお尋ねをしたいんですが。

議長（三重野精二君） 23番、山村博司君。

観光経済常任委員長（山村 博司君） それでは二宮議員にお答えします。前回に比べて 前は否決されましたけど、前回に比べて金額が軽減されたということではありますが、これは執行部とJAさわやか、以前は地権者の庄内町とそれからJAさわやかそれから行政の中で話し合いをして、私の説明の中にもありますように、トップ会談をして、なかなか農協の方も金額については強力に市の方に言ってきたわけですけども、最終的には金額が話し合いで、市長と組合長の話し合いで軽減された。軽減の額については当初3月議会では568万2,163円から12月今議会で549万5,407円ということで、18万6,756円の軽減をされて、そのために、それによって、もうこれ以上話しても農協の方は、やはり農協の方の地権者が死亡しているということで非常に難しい問題でありましたけれども、その中で、やはり農協と当初地権者が死亡した中で請求はしたけれども回収努力はしてないと、それ問題があるじゃないかということで委員会からも意見が出ましたが、そういういろいろな点を考えまして、最終的にそういうふうな軽減に至ったわけでありまして。

それから地権者が死亡しているのに回収ということではありますが、これは当初、事業を行った時点で、地権者が昭和55年9月に事業の同意を行いまして、57年の2月1日に交通事故で死亡したということで、二宮議員の言われるように回収が困難じゃないかということではありますが、回収については一番問題になるのは相続という問題があるかと思えます。これは、行政側の方から農協側の方からも話し合いをしていただいて、相続権がなければできないわけでありまして、一応こういう形で市が損失補償、契約にうたっておるよう損失補償するというので、そ

れから後は相続者を早く決めていただいて、そしてその決まった時点で、相続者が決まればさわやか農協の方も行政の方も請求できると思いますので、まずそういうことから努力していくということでございます。

以上です。

議長（三重野精二君） 11番、二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） 委員6名おるんですけども、全員賛成だったのかどうか、それだけもう1点お尋ねしたい。それと、今度市が損失補償ということで市の方が補償するわけですけども、JAの方からはもうそういう債権はなくなってくるわけですね。市の方が権利があるわけなんですけど、今、市の方が 私なんか前回のときは相続はしないと、相続放棄という形を話を聞いてるんですが、市の方では今度もう一度相続をしてください、そして回収に努めようということ委員会としてはそういう強く要望してるわけでしょうか。

議長（三重野精二君） 23番、山村博司君。

観光経済常任委員長（山村 博司君） 6人の中でさわやか農協に来ていただきまして、また農政課の方からも話を聞きまして、その中で賛成やむなしということで全員6名の賛成をいただきました。

それから、地権者が死亡しておるということで、さわやかの方は権利がなくなるじゃないかということで当然でございますが、それについては市の方も当初からの書類がないというようなやはり、それと地権者が亡くなっておると、亡くなった人に事業の中に入ってあったという農協の方も落ち度があった、農協の方も請求だけして回収に努力してないと、市の方もそれについては当時の概況がなかなかわからない点が多いということでありまして、最終的には市の方が努力していただいて、地権者が死亡しておりますが親戚の方と長男の方もおりますし、死亡した本人の長男、次男は相続を放棄しております。そういうようなことでありますが、非常に家庭が複雑という内容も聞いておりますし、当時本人が交通事故で亡くなったということで、交通事故の起こった時点で本人を含めて家族の中にいろいろな問題があったというような話も聞いております。そういうことで、最終的には市が最善の努力をして回収に、一応市が損失補償して、そしてその後に先ほど言いましたように回収に努力していかなければならないんじゃないかと、こう思っております。そういうことです。

議長（三重野精二君） 11番、二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） 3回目ですから最後にします。要するに相続できないということとで前回そういうことあったんですが、最終的に最後念を押したいんですが、これには連帯保証人もいらっしゃるわけです。だからそういう連帯保証人に対して市から強く、回収するために強く要望するのかどうか、その分だけお尋ねしたいと思うんですが。

議長（三重野精二君） 23番、山村博司君。

観光経済常任委員長（山村 博司君） それは、今までの請求の仕方等にも問題があったと思いますが、連帯保証債務ということで、私たちも説明の中では本人が75.4アールの土地を8筆、8枚ですこの事業の中に入っておるということでありまして、4つの事業体に参加をしておるということでありまして、最終的には連帯債務ですから連帯の責任者にやはり呼び出して説明をして、できるだけ連帯債務という趣旨が通るような状態でいかなければいけないんじゃないかなと思います。

議長（三重野精二君） ちょっとお諮りをしますが、この件についてあと何人の方質疑がありますか。ちょっと手を挙げてください。それじゃ質疑続けます。1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 委員長にお聞きします。この件、今回のこれだけではなくて似たような件が続々出てくるらしいというような報告も前回の委員長からありました。その意味において、こういうことが起きていることの責任の所在をどういうふうにはっきりさせたのか。委員長報告見ますと、契約先のJAさわやかの担当部長、課長から事情聴取したというふうに言われていましたけれども、以前からこの問題については市と農協それぞれにもやっぱり放置しておいた責任があるんじゃないかということをお聞きしたいと思っております。先日の本会議で市長の方は、旧庄内町長時代からこういう事態を放っておいたことについては大変申しわけなく思っているという一言がありましたけれども、さわやかの方はこの問題を、ましてや死亡者を含んだ契約そのものが違法ではないかという指摘がありながら、こういう契約を結んだこと、それから長年放置しておいたことについて、さわやかの方はどのように責任を感じていらっしゃるのかの弁明があったかどうかお聞きしたいと思います。

議長（三重野精二君） 23番、山村博司君。

観光経済常任委員長（山村 博司君） 放置しておいて、当初連帯債務の中で4事業体の中に入っており契約をしておりまして、57年の2月1日に本人が亡くなったということで、小林議員が言われるように、当初もう借り入れ時点から連帯債務でありながら、本人が入っていないような状況になっておったということに一つは問題がありますし、それから、最終的に部長を呼んだときに、農協も回収努力については全然 全然ちゃ言い方悪いですけど請求はしたけど、委員会でも質問が出まして請求はしたと、しかし回収については余り努力してないというような話がありました。そういうことでありまして、小林議員が言われるように、回収についてはやはり農協が本来の形で回収するのが私は本意でなかったかと思っております。それで書類もない、書類もなくなっておるというようなことで、ここに私が資料もらっておりますが、本人がここに補償額の金額、4期に分けた金額が今予算の中にありますように587万円ですか、なっております。そういうようなことでもあります。

それから、小林議員が言われるように、放置しておったこと自体がやはりこれはもう問題があると。今後は市の方がまた団体営とかこの県の事業ですから、やはりそういう生産者の契約の時点で連帯債務ということを重く見て、やはりきちっとした契約をしていくということをしなければ、いつまでたってもこういう事件が事が起こってくるんじゃないかなと思っております。

それから農協が請求しなかったことについては、請求ちゅうかあれについては、農協も自分のところも悪かったというようなことは部長から話は聞きました。

以上です。

議長（三重野精二君） 1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） そういう問題があったとかいうことの見解は今委員長の見解というか議会の見解みんな一緒だと思うんですけど、そのことに関して農協側がどういうふうに責任の一端を感じて受けているのか、市を訴えるまでして提訴までしてきている農協側に、農協には農協で責任があったんじゃないかという投げかけをこちらの議会がしてるわけですよ。それを農協側としても一端の責任がありましたと認めたのか認めてないのか、その一言があったかないかで、今後の似たような案件に対する対応が全然変わってくると思いますので、農協側から具体的にどういう言葉が出たのか。農協側としてもこういう責任を感じて心の非は認めるというような言葉があったのかないのかということをお聞きしたいと思います。

議長（三重野精二君） 23番、山村博司君。

観光経済常任委員長（山村 博司君） 農協側から非は認めておりますが、具体的にどうだというようなことについては委員会としては話を聞いておりません。とにかくそういう請求をしなかったことというのが農協に非があると。しかし委員会としても市が一方向的に請求すること自体が、一方向的に請求すること自体がおかしいんじゃないか、やはり農協がそういう、書類をつくったのは恐らく庄内町の耕地の関係がつくったと思います。それで団体営であるということで連帯債務してやってきたわけですが、地権者が死亡した、それでそれに事業を取り組んだということで、当初からそういうようなミスがあったということで、小林議員が言われるようにそういう農協自体の非も認めておりますし、市も当初書類をつくった時点からやはりそういうミスがあったということで、今後は市といたしましても、農政課の方にも私の方から、今後そういうあれがないようにという指摘はいたしました。

以上です。

議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 反対討論を行います。損失補償が委員会全会一致というのはちょっとびっくりしたんですけども、少なくともお一人さんは真剣に反対したんじゃないかというふ

うに思ってたんですが。農協に返済すればいいというのは283万3,749円、いわゆる公庫に償還した元利償還金のみでいいというのが当初からの主張だったように記憶しております。それで、前の委員会としてはできるだけ、それに多少のあれはあっても、そんなに倍以上になるようなそんな償還なんちゅうのはあり得ないと、補償なんちゅうのはあり得ないという皆さん委員会の結論だったというふうに記憶しております。そういう点で言えば、ほんのわずかの減額でこの補償を決めたということ自体については、ちょっと驚きを禁じ得ません。今、委員長の方から報告されたように、私として一番残念なのは、関係資料がもう一切ないということです。連帯保証を証明する個人もずっと連帯した書類、要するに代表者はもちろんグループの代表者その4名でありますけれども、それにかかわる人たちが連名で押してる書類というのが私たちの団地にもありました。そういう点で言えば、そういう書類がなくなってるちゅうことは考えられないんです。永久保存だというふうに思うんですけど。

それと、あるんだろうと思うけども隠してるのが償還表のたぐいなんです。そういうことについて、やっぱり市が最初からこれを市民の税金で補てんするという確信犯的ないわば犯罪行為を堂々とやってるということで、私はこういうことを安易に議会で認めたら大変なことになるというふうに思います。これから後に次々出てきますけども、これから出てくるやつにはそれ相当の理由があるかというふうに思います。しかしこの件に関しては理由が全くないんです。そういう点で言えば、換地のやり方もその相続人に対してももう怒りに思えるような換地をしているということ、あるいは工事に付随する　これは事故でしょうけども、ほこらを遺棄してしまったというようなこともあって、相続してる方がとてもじゃないけど話に乗れないというような土壤をつくってしまって、この補償だけを市がするというのは、私はやってはいけないことだというふうに思います。前委員会でそういう取りまとめをした以上、率直にこの議案に賛成ですということは言えません。これで反対討論を終わります。

議長（三重野精二君） 次に、原案に賛成の方。16番、田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） それでは、追加議案第94号についての賛成討論を行います。

まずその理由として1点目は、執行部とさわやか農協関係者からの説明や現地調査で、十分当時の状況や補償の趣旨が理解されていること。それから2点目としては、損失額が市、さわやか農協双方で協議して対立関係の解消に役立ったと思われること。3点目として、関係農家との補償金の回収の意思が執行部にあるということ、以上3件を理由として賛成とします。

しかし、この件に関しましては、私自身、不透明な部分が多く、また、責任所在がはっきりしない中で、政府の奨励する水田基盤整備事業は負担金を伴うにもかかわらず、余りにも簡単に推進されていることはいきどおりを覚えています。また、今回特殊な原因での損失補償であり、これに対しJAの責任、市の責任等を追及し協議した中で、JAの損失金に対する請求の甘さ、市

の確認請求の甘さなどをさらに追及していけば、集団での整備事業であるという原点に戻り、ここでの対応ができなかったのか不可解な面もあります。しかし今回、行政も最大の努力を図り、多少なりとも遅延金の減額が示され、これ以上市民の税金をつぎ込むことはできないと思います。しかし今後このような何とかなるといった事業の推進はしてもらいたくありません。特に農政における現状、状況は厳しいものがあり、政府の施策とはいえ、地方の現実に沿った指導・育成を重々に今後望み賛成の討論といたします。

議長（三重野精二君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより議案第94号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立22名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。再開は13時といたします。

午後0時15分休憩

.....  
午後1時00分再開

議長（三重野精二君） 再開します。

お諮りします。ただいま議員発議として発議第10号、第11号、第12号、第13号が提出され、12日の本会議以降、新たに陳情1件を受理しており、また、各委員会から閉会中の継続審査・調査申出書が提出されております。ついては、この提出案件6件を日程に追加し、追加日程第1から第6として議題にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって、発議4件、陳情1件及び閉会中の継続審査・調査申出書の6件は、追加日程第1から第6として議題とすることに決定しました。

追加日程第1．発議第10号

追加日程第2．発議第11号

追加日程第3．発議第12号

議長（三重野精二君） まず、追加日程第1、発議第10号から追加日程第3、発議第12号までを一括して上程します。提出者に提案理由の説明を求めます。7番、溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 発議の提案理由を申し上げます。

発議第10号最低保障年金制度の実現に関する意見書、上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。平成19年12月19日、由布市議会議長三重野精二殿。提出者及び賛成者は文教厚生常任委員会の委員です。

提案理由、将来に向けてすべての国民が安心して暮らせる年金制度が求められるため。詳しい文面裏面にて御一読願いたいと存じます。

続きまして、発議第11号介護療養病床廃止・医療療養病床削減の中止を求める意見書、上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。平成19年12月19日、由布市議会議長三重野精二殿。提出者及び賛成者は文教厚生常任委員会委員一同です。

提案理由、地域住民がいつでもどこでも安心して必要な医療や介護を受けられるようにするため。詳しい文面は裏面にございます。一読お願いしたいと存じます。

続きまして、発議第12号保険でよい歯科医療の実現を求める意見書、上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。平成19年12月19日、由布市議会議長三重野精二殿。提出者、賛成者においては同様でございます。

提案理由、保険でよりよい歯科医療を確保するため。内容については裏面を御一読ください。以上です。

#### 追加日程第4．発議第13号

議長（三重野精二君） 次に、追加日程第4、発議第13号を上程します。提出者に提案理由の説明を求めます。4番、新井一徳君。

議員（4番 新井 一徳君） 発議第13号、由布市飲酒運転根絶に関する条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条の規定により提出します。平成19年12月19日、由布市議会議長三重野精二殿。提出者は私新井一徳です。賛成者はお手元に載っておりますように5名です。

提案理由としましては、市民総参加による飲酒運転のない安全・安心な市民生活の実現を図るためでありますけども、提案趣旨説明をもう少し詳しくしたいと思います。

条例提案の背景ですが、昨年8月、福岡県で幼い3名のとうとい命を奪う飲酒運転に起因した交通事故が発生し、飲酒運転根絶に向けた機運が全国的に高まり、さまざまな取り組みがなされてきました。

由布市としては、飲酒運転事故ではありませんが、5月の由布市湯平において発生した交通死亡事故を重く受けとめ、後部座席のシートベルト着用促進を掲げ、全席シートベルト着用啓発強化の日を定め、交通安全街頭啓発運動等による呼びかけなどの率先した取り組みを実施しているところであります。

また、市と大分南警察署においては、「飲んだら乗れん」をキャッチフレーズに、飲酒運転の根絶に向けたさまざまな取り組みを進めていますが、市内において本年は10月末までに飲酒運転による違反が4件、飲酒運転に起因する交通事故が4件発生するなど、飲酒運転は後を絶たない状況であります。市民一人一人が飲酒運転を絶対にしない、許さないという市民総参加の運動をさらに強力に進め、飲酒運転のない安心・安全な市民生活の実現を図るためこの条例案を提案する次第であります。

概要について説明します。第1条は目的で、市、市民、事業者及び交流者が一体となって飲酒運転根絶の活動を推進することを定めています。また、特に観光客の多いという地域性を考慮し、交流者も活動に参加してもらうようにしました。第2条は用語の定義を定めています。第3条は市の責務で、飲酒運転根絶に関する総合的な施策を実施する責務を有するとしています。第4条は市民の責務として、市が実施する飲酒運転根絶に関する施策への協力が定められています。第5条は事業者の責務として、従業員に対して教育及び指導を行うとともに、安全運行の確保に努めるものとしています。第6条は飲酒運転の防止に関する相談に関すること、第7条は情報提供、第8条は飲酒運転根絶市民運動の日を定めています。第9条には必要な事項を規則に委任するとしています。

以上が条例の概要説明ですが、今回、追加の議案発議となりました。もう少し時間をかけた方がよいのではという意見もありましたが、今全国的に飲酒運転根絶の機運が高まり、各地で運動が展開されており、今こそこの条例制定の時期であるとの総務委員会での結論となりました。慎重審議の上、何とぞ御可決賜りますようお願いいたします。

以上であります。

議長（三重野精二君） 以上で発議4件の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの追加議案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し、全員による審議とすることに決定しました。

これより審議に入ります。まず、追加日程第1、発議第10号最低保障年金制度の実現に関する意見書についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより発議第10号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第2、発議第11号介護療養病床廃止・医療療養病床削減の中止を求める意見書についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより発議第11号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第3、発議第12号保険でよい歯科医療の実現を求める意見書についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより発議第12号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第4、発議第13号由布市飲酒運転根絶に関する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 委員長にお尋ねします。市がこの条例を可決したら直ちにやらなければならないことがたくさんあるんです。市の責務のところは当然なんですけども、あと、6条の中に飲酒運転の防止に関する相談、これはアルコール依存症に対するのも含むというふう

に県の方はなってますけども、多分県に準じるんだと思います。と同時に、飲酒運転に起因する交通事故の被害者等の相談に適切に対応するというのも含めて、あと最後にある第9条のこの条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるというふうになってますけども、そこ辺の準備というのはどの程度まで進んでるのかお答えいただきたいと思います。

議長（三重野精二君） 4番、新井一徳君。

議員（4番 新井 一徳君） お答えします。市の責務ということでありまして、けさ全員協議会の席でお配りした基本方針の中に1番からずっと並べておりますけども、例を挙げれば飲酒運転を防止する社会環境の整備に関する事項とか、そのためには飲酒運転を根絶するためには運転者本人の自覚に加え、飲酒運転を許さない、させない社会環境を整備することが重要であると並べておりますけども、その中に酒類を提供する飲食店とか営業者等による自主的な取り組みの促進や、市は酒類を提供する飲食店、営業者及び酒類の製造販売業者に対してハンドルキーパー運動の推進等、根絶のための自主的な取り組みについて働きかけるとともに、必要な指導・助言等を行うように努めるといような、大体基本方針に定めております。

それと、もう一つは、相談等々ありますけども、先ほど言われましたように、アルコール依存症を含め家族等が巻き込まれるおそれがありますんで、そういった家族の相談とかいろんな形があると思いますので、それは相談するという、相談を受けるという形であります。

規則は今後いろんな問題が起きたときにつくっていくといようなことでもあります。

以上です。

議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） いや、そういう問題じゃないんです。これを公布の日から施行するとすると、直ちにこれを施行しなきゃならんわけですから、それに対応する規則の準備がされてないと、関係条項がいっぱいあるわけですね。具体的に直接施行にかかわる。だから、そういうすり合わせはしたのかというのが問題なのです。県の条例は関係市町村と連携してということで、市町村の義務は、それから協議すればいいような感じになってるんです。市の場合は即これから実行するわけですから、その辺に関する適切な規則の準備等がされてるかどうかがというのが、こっちの質問なんです。多分何もしてないんだろと思うんですよ。いわゆるこれだけつくればいいんだといような。ちなみに県の条例を送ってもらったら、なぜか自由民主党大分県支部連合会というのがきたですけどね、ちょっとこれひど過ぎるんですよ。そういう点でいえば、県がどういふふうに対応しているのかという県の条例そのものをきちっと送ってもらって、それに対する関係規則等をどういふふうな整備されたのか、それも含めて資料添付するのが当然だといふふうに思うんですけどね。一政党の、有名な政党かもしれませんが、こういうのでこういう条例を即施行するちゅうのは、私にはどうも腑に落ちないんですけども、最後感想になりました。

たが、別に答弁要りません。

議長（三重野精二君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより発議第13号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立22名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 追加日程第5．陳情について

議長（三重野精二君） 次に、追加日程第5、「陳情について」を議題とします。

議会事務局長に、その陳情の朗読を求めます。議会事務局長。

事務局長（二ノ宮健治君） お手元に陳情の文書表という追加の文がいてると思います。受理番号3、件名、入札制度の改善を求める陳情書、陳情者は、由布市建設業組合長秋吉善平外会員一同です。

以上です。

議長（三重野精二君） ただいま、議会事務局長が朗読をいたしました受理番号3の陳情については、会議規則第134条の規定により、お手元に配付の陳情文書表のとおり、建設水道常任委員会に付託をいたします。

#### 追加日程第6．閉会中の継続審査・調査申出書の件

議長（三重野精二君） 次に、追加日程第6、「閉会中の継続審査・調査申出書の件」を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付をしておりますように、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。（「議長、今の陳情どうなったの」と呼ぶ者あり）付託した。（「付託したって継続しちよかなあ、あんた」と呼ぶ者あり）（発言する者り）（「えっ、やった。どこにある」と呼ぶ者あり）（「継続申出書に書いてある」と呼ぶ者あり）（「何ページ」と呼ぶ者あ

り)

事務局長(二ノ宮健治君) あの済みません、事務局から言います。この後、一部休憩をして、それを配るようにしてます。(「それ口述のとき言わないと、継続審査を諮りよるのにあんだ。後でやりますとかね。議員も勘違いしてるように、皆さん一緒に入ってると思うんですよ」と呼ぶ者あり)

今建設水道常任委員会に付託をしたんです。今度建設常任委員長の委員長から閉会中の継続審査・調査申し出書として出てくるんです。だから今からそれは閉会をして、この後追加議案として配るんです。今は開会中です。

議長(三重野精二君) 休憩します。

午後1時20分休憩

午後1時22分再開

議長(三重野精二君) 再開をいたします。

それでは、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査・調査することに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(三重野精二君) 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定をしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は13時30分とします。

午後1時23分休憩

午後1時25分再開

議長(三重野精二君) 再開します。

お諮りします。ただいま建設水道常任委員会の委員長から、閉会中の継続審査申出書が提出されております。

ついては、この提出案件1件を日程に追加し、追加日程第7として議題にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(三重野精二君) 異議なしと認めます。よって、閉会中の継続審査申出書の1件は、追加日程第7として議題とすることに決定しました。

追加日程第7.閉会中の継続審査・調査申出書の件

議長（三重野精二君） それでは、追加日程第7、閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

建設水道常任委員会の委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付しておりますように、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。10番、太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） この申し出書を執行部に対して出すのはわかるんですけど、議会に対してこれを議会が受けつけるということが必要ないんじゃないんですか。それどうなんですか。

事務局長（二ノ宮健治君） 10番議員にお聞きをします。内容的にですか。

議員（10番 太田 正美君） もう執行部だけに出す 市長にも出されてるわけでしょう。

（「そうです」と呼ぶ者あり）それだけで済むんじゃないですかということ。

事務局長（二ノ宮健治君） お答えをします。建設業組合の事務局長が、この陳情書を持ってきました。で、内容につきまして、いろいろお話は聞いたんですけど、やはり議会の皆さんにぜひ今建設業界の実情を理解していただいて、そして、ここにある案件について御理解をいただいて、さらに後押しをしていただきたいという陳情で、議会としては受けつけをいたしました。

議長（三重野精二君） 10番、太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） 結論を出したときに執行部にそれは圧力をかけるというようなことになるんですか。

事務局長（二ノ宮健治君） 10番議員にお答えします。これはもうあくまでも議会の判断だと思います。だからあくまでも事務局長が言ったのは、今建設業界、由布市の建設業界は、こういう問題を抱えて大変四苦八苦してます。そういうことでぜひ議員の皆さんにも、議員の皆さんにということやはり市民の皆さんに理解をしていただいて、いろんな意味で後押しをしていただきたいというような話をしておりましたので、内容的に見てもそんなに無理というか普通の陳情書でありますので、事務局としては受けつけをいたしました。

議長（三重野精二君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） ほかに意見がなければ、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

議長（三重野精二君） 以上で、今期定例会の議事日程はすべて終了いたしました。

市長、閉会あいさつ。

市長（首藤 奉文君） 平成19年第4回定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

12月6日から始まりましたこの定例会も、本日をもって閉会となりますが、議員皆様方には、14日間にわたり議案等を慎重に御審議をいただき、大変ありがとうございました。また、御提案申し上げました議案のうち、82、83、84号につきましては、継続ということになりました。今後の審査をお願いをいたすこととなりますが、それ以外の議案につきましては、原案どおり御可決をいただきまして、まことにありがとうございました。

さて、2007年も余すところ12日間となりました。この1年間を振り返ってみますと、1月は待望のコミュニティーバスの試験運行を開始いたしました。2月は由布市の総合計画書基本構想、基本計画や由布市の花、木、鳥などの答申をいただきました。3月には国道210号線が国の直轄管理となる大変明るい出来事もございました。4月は由布市連合消防団が発足をいたしました。5月は湯布院健康温泉館の消費税過大納付が発覚をいたしました。6月はイオン九州と災害時における生活物資等の供給に関する協定書を締結いたしました。7月は湯布院スポーツセンター第2球技場の人工芝整備事業が完成をいたしました。8月には台風5号が由布市を直撃しまして、湯布院地域を初め、各地に大きな被害をもたらしました。8月から9月にかけては、プレ国体が各会場で開催をされました。10月からは各地で数多くのイベントが開催をされました。また、11月には議長を初めとする議会構成が行われるなど、さまざまな出来事がございました。また、市の財政状況も少しずつではありますが、危機的な状況が改善されてきたところでありまして、今後とも健全財政に向けて努力をしまいにしたいと思います。よろしく願いをいたしたいと思います。

いよいよ、ことしもあと残すところわずかとなりましたが、おかげをもちまして、19年も無事に終了することができそうです。

さて、私の任期も後半に入りましたが、これまではまちづくりの羅針盤であります総合計画書の策定や行革プランの策定、また、市民の声を拝聴することなどに力を注いでまいりましたが、これからは拝聴した市民の声を実践するときであると考えており、さらなる元気な由布市づくりの基盤を築くことに誠心誠意取り組んでまいりたいと考えております。三重野議長さんを初めとする議員各位の御支援と御協力を切にお願いを申し上げます。これから寒さがさらに厳しくなっていますが、議員皆様方には、健康に十分御留意なされ、御家族そろって輝かしい新年を迎えられますことを心から御祈念を申し上げますとともに、佐藤人巳、立川剛志両議員の一日も早い御回復を心からお祈りを申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。どうもありがとう

ございました。

議長（三重野精二君） 議長より閉会に当たり一言お礼のごあいさつを申し上げます。

12月6日より本日までの14日間、今期定例会における議事運営に御協力を賜り、まことにありがとうございました。今議会では、議案を追加議案を含め20件、請願9件、陳情1件のすべての議案を議員各位の終始極めて真剣な御審議をいただき、まことにありがとうございました。

さて、開会時のあいさつでも申し上げましたが、議長として初めての議会運営となりました。何かと不手際がありましたが、皆様の御協力によりまして無事閉会を迎えることができました。厚く御礼を申し上げます。早いもので我々の任期も後半に入りました。さきの臨時会で新しい委員会構成も決まり、新たな第一歩を踏み出しました。本格的な地方分権の時代を迎え、地方議会の果たす役割はますます大きくなってきています。由布市市議会も住民とともに歩む議会、開かれた議会のために、議会改革の取り組みを進めていかなければと考えていますので、今後皆様に御相談申し上げ進めていきたいと思っております。

さて、執行部の皆様に今議会への御労苦、御協力に厚く御礼を申し上げます。今議会の中で出されました多くの意見につきましては、真摯な対応をお願いいたしますが、特に委員長報告の中に議会の軽視ではという意見がありました。このことは十分に受けとめていただき、議会への十分な説明に心がけていただきたいと思います。いよいよ今年も残すところあとわずかとなりました。何かと御多忙のことと思いますが、健康に十分御留意の上、ますます議員活動にお励みいただくようお願いを申し上げます。

最後になりましたが、佐藤人巳議員、立川剛志議員の一日も早い御回復を皆さんとともに祈りし、閉会に当たりましてのお礼のごあいさつといたします。ありがとうございました。

これにて平成19年第4回由布市議会定例会を閉会いたします。

午後1時35分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員